

(略)

東京都監査委員	保	坂	まさひろ
同	中	村	ひろし
同	茂	垣	之 雄
同	後	藤	靖 子
同	小	粥	純 子

令和 8 年 1 月 2 9 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、校長が職場環境整備等の措置を行っていれば紛争が未然に防止されたのであるから、都が訴訟対応に係る人件費等を負担することは違法・不当であるとして、必要な是正措置等を講ずるよう求めているものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

そして、「住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、(略)監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が右の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法」である（平成 2 年 6 月 5 日最高裁判決）。

請求人は、財務会計行為として、訴訟対応に代理人として従事している職員の人件費、

内部調整に要する人的・時間的資源の投入、将来的に訴訟について弁護士を選任する可能性などを挙げているが、本件請求書等の記載をもって請求人が違法・不当とする監査請求の対象が、上記最高裁判決の程度に個別的、具体的に摘示されているものと認めることはできない。したがって、本件請求は、住民監査請求の対象にはならない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。